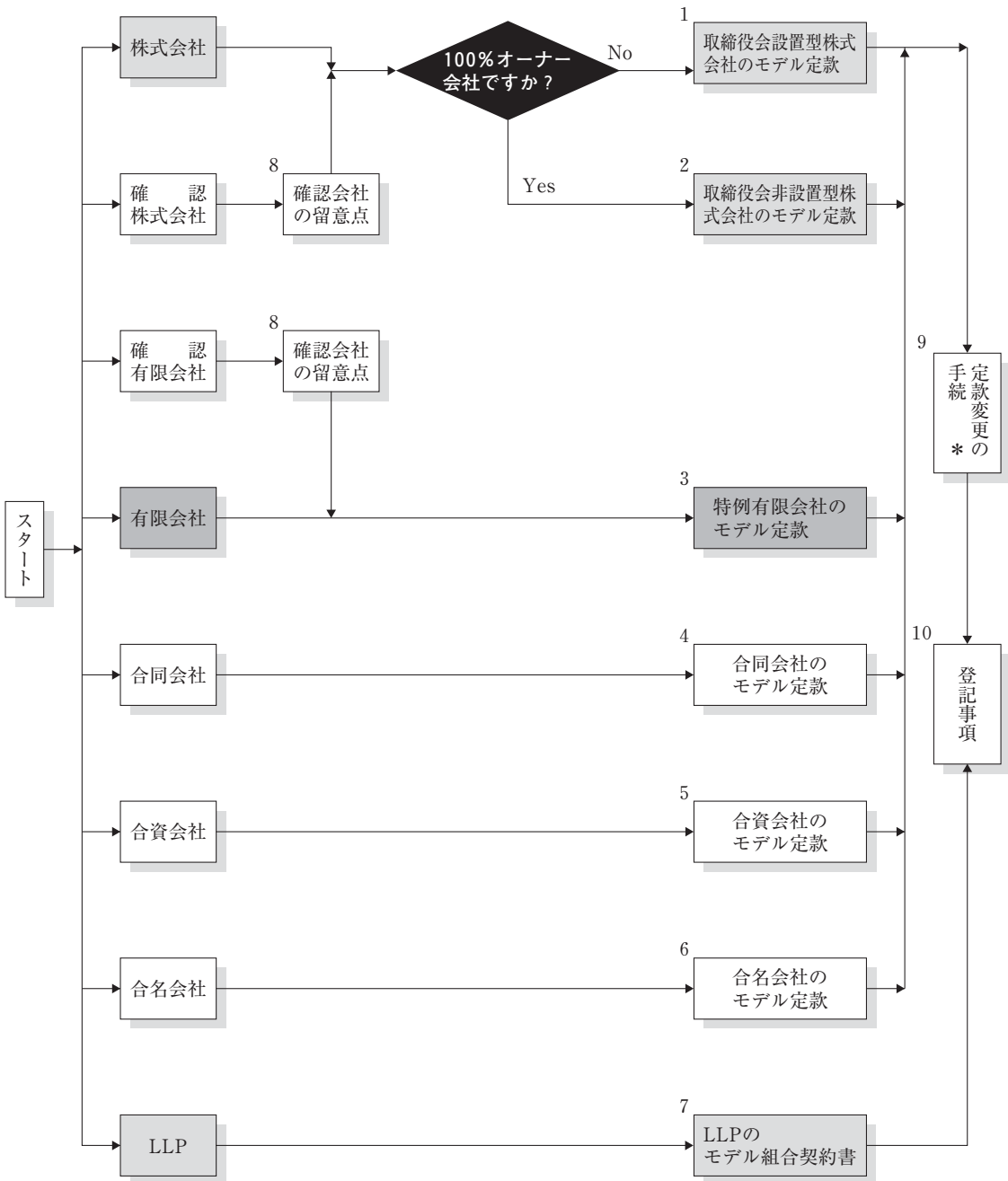


## 「モデル定款」活用フローチャート



\* 定款変更には3つのパターンがあります。各モデル定款を理解するうえで全体像を把握するのに役立ちますから272頁の「定款変更のまとめ」を先にお読みになることをお勧めします。

## 1. 定款変更の必要性

会社法の施行に伴い、定款の変更・整備を行う必要があります。なぜなら、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」といいます。）によれば、特例有限会社、新株式会社ともに、定款の記載等に関する経過措置（整備法5条・76条）並びに定款の備置き及び閲覧等に関する特則（整備法6条・77条）において、定款に「記載があるとみなし」たり、「記載がないものとみなし」たり、定款の「定めは効力を失う」としたりするものと定められています。また、定款の閲覧請求に応じる場合には、「定款に記載がないものであっても、記載があるものとしてみなされる事項を示さなければならない」とされており、大変複雑なことになっているからです。

例えば、新株式会社の定款には、取締役会及び監査役を置く旨の定款があるとみなされますし、したがって登記官は職権で、取締役会設置会社、監査役設置会社である旨の登記をします。また、会社法は株式会社であっても株券を発行しないことを原則としましたが、既存会社については、定款に株券不発行の定めをしていない限り（ほとんどの会社はこのような定めをしていないでしょう）、施行日に株券発行会社である旨の定款の定めがあるとみなされ、かつ登記簿に株券発行会社である旨の登記がされてしまいます。

したがって、会社法施行に伴い、定款を整備・変更＝リニューアルしておくことを、強くお勧めします。

## 2. 株式会社における定款変更—原則と特則—

### (1) 原則—株主総会の特別決議（会社法309条2項11号）による—

株式会社は、特則に掲げる事項を除き、株主総会の特別決議によって定款の変更をすることができます（会社法（以下「法」といいます。）466条）。定款変更の株主総会は定時総会のみならず、臨時総会でもかまいません。

特別決議とは、原則として、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって決議することをいいます。

### (2) 特則

#### ① 株主総会の特殊決議（法309条3項）を要する定款の変更

例えば、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設ける定款の変更を行う場合には、株主総会の特殊決議をもって行う必要があります。

特殊決議とは、原則として、株主総会において、議決権を行使できる株主の半数以上の賛成と、当該株主の議決権の3分の2以上の賛成をもって決議することをいいます。

#### ② 株主総会のウルトラ特殊決議（法309条4項）を要する定款の変更

非公開会社において、1) 剰余金の配当を受ける権利、2) 残余財産の分配を受ける権利、3) 株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の変更をする場合は、株主総会の「ウルトラ特殊決議」が必要です。ウルトラ特殊決議とは、原則として、株主総会において、総株主の半数以上の賛成と、総株主の議決権の4分の3以上の賛成をもって決議することをいいます。

#### ③ 株主全員の同意を要する定款の変更

次に掲げる事項についての定款の変更は、株主全員の同意が必要です。

- 1) 法37条1項・2項（発行可能株式総数の定め等の定款変更）〈発起人全員〉
- 2) 法110条（取得条項付株式とする定款変更手続の特則）〈株主全員〉
- 3) 法111条1項（ある種類株式について取得条項（強制償還の定め等）を設ける場合）  
〈当該種類の株式を有する株主全員〉
- 4) 法164条2項（売主追加請求権を排除する定款の定め）〈株主全員〉
- 5) 法322条4項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）  
〈当該種類の種類株主全員〉

#### ④ 株主総会の決議を要しない定款の変更

次に掲げる事項についての定款の変更は、株主の不利益にならないので、株主総会の決議なしで定款の変更が行えます。

- 1) 法184条2項（株式分割時における分割比率に応じた発行可能株式総数の増加による定款変更）
- 2) 法191条（株式分割に伴う単元株式数の増加による定款変更）
- 3) 法195条1項（単元株式数の減少・単元株式数についての定款の廃止）

### 3. 持分会社における定款の変更

持分会社の定款の変更は、原則として、総社員の同意が必要です（法637条）。しかし、定款に別段の定めをすることができますので、「代表社員が定款の変更を行う。」という定款の定めもありうるものと解されます。したがって原始定款に「代表社員が定款の変更を行う。」と定めておけば、事後の定款変更は簡単です。原始定款にその旨を定めていない場合に、「定款の変更は代表社員又は代表社員が遺言で指定した者が行う。」というような定款の変更を行う場合には、総社員の同意が必要です。

また、法637条の例外として、持分の譲渡について、業務を執行しない有限責任社員の持分

- ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
- ハ 株主総会の決議があったものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第320条の規定により株主総会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
  - イ 株主総会への報告があったものとみなされた事項の内容
  - ロ 株主総会への報告があったものとみなされた日
  - ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

## 第4章 取締役、会計参与及び監査役

（取締役会、会計参与及び監査役の設置）

**第17条** 当会社には、取締役会、会計参与及び監査役を置く\*。

### 解説

\* 取締役会、会計参与又は監査役を置くためには、定款にそれを記載しなければならず（法326条2項）、かつ登記もしなければなりません（法911条3項16号・17号）。

会計参与は、任意設置機関です（法326条2項）。なお、会計参与は特例有限会社には設置できません（整備法17条1項）。

監査役も任意設置機関ですが（法326条2項）、取締役会設置会社は、監査役を設置しなければなりません（法327条2項）。ただし、非公開会社である取締役会設置会社は、会計参与設置会社であれば、監査役を置かないことができるとされています（法327条2項但書）。

そのため、取締役会設置会社であっても監査役を設置しなくてもよいことが、会計参与を設置するメリットであるという見解が有力です。しかし、業務監査権限を有する監査役もあわせて設置した方が監査体制の強化に資するであろうということと、業務監査権限を有する監査役を設置しなければ、株主自身による業務監査的な権限が強化される（例えば株主は取締役が法令定款違反行為を行い又は行うおそれがある場合には、取締役会招集請求権を発動でき、自身も取締役会に出席して発言できます）ということを勘案した結果、本モデル定款においては、監査役設置会社を選択しました。

**法第326条**（株主総会以外の機関の設置）

株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならない。

2 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができる。

**法第911条第3項第十六号・第十七号**（株式会社の設立の登記）

3 第1項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第378条第1項の場所

十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び監査役の氏名

**整備法第17条第1項**（株主総会以外の機関の設置に関する特別）

特例有限会社の株主総会以外の機関の設置については、会社法第326条第2項中「取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会」とあるのは、「監査役」とする。

**法第327条第2項**（取締役会等の設置義務等） ➡ 24頁参照

**（取締役等の員数等）**

**第18条** 当社の取締役は3人以上5人以内<sup>1</sup>とし、会計参与<sup>2</sup>及び監査役<sup>3</sup>は各1人とする。

Ⅱ 当社の監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定しない<sup>4</sup>。

**解説**

- 1 取締役会を置くときの取締役の最低人数は3人です（法331条4項）。取締役会における意思疎通の円滑化等及び機動性確保のために、本モデル定款では取締役数の上限の拘束をしました。優秀な人材を取締役に任用せずに、執行役員の名前で処遇する方法などもあるからです。取締役の氏名は登記事項です（法911条3項13号）。なお、社外取締役については、本モデル定款第26条に定める責任限定契約をする場合には、その第26条の定めと同時に、社外取締役である旨を登記しなければなりません（法911条3項24号・25号）。
- 2 会計参与については、会計参与の氏名又は名称及び計算書類を備え置く場所を登記しなければなりません（法911条3項16号）。

ところで、会計参与は取締役と共同して計算書類及びその附属明細書等を作成すると規定されていますので（法374条1項）、会計参与が同意していない計算書類は、仮に株主総会で承認されたとしても、確定しないと解されます。したがって、計算書類を確定するためには、次のような方法をとることになるでしょう。

- ① 株主総会で取締役を解任し、別に選任された取締役と会計参与が共同して計算書類を作成する方法

## 1有限責任事業組合 組合契約書<sup>2</sup>

本契約末尾の署名欄に記載又は記録<sup>3</sup>された者は<sup>4</sup>、共同<sup>5</sup>して事業を営むため、有限責任事業組合契約に関する法律（以下「有限責任事業組合法」という。）の規定に従い、平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日をもって<sup>6</sup>、以下のとおり、有限責任事業組合契約（以下「本契約」といい、本契約に従い成立する有限責任事業組合を「本組合」という。）を締結する。

### 解説

- 1 本契約第1条の名称を入れます。
- 2 組合契約書は印紙税法に定める課税文書に該当しないため、印紙を貼付する必要はありません。
- 3 組合契約書は電磁的記録をもって作成できるので「記録」と規定しましたが、書面による場合は「記載」のみで構いません。以下「記録」とする規定について同じです（有限責任事業組合契約に関する法律（以下、解説においては「LLP法」といいます。）4条2項）。
- 4 LLPを組織する際には、組合契約書を作成し、全員がこれに署名し、又は記名押印しなければなりません（LLP法4条1項）。組合員の氏名又は名称及び住所は、LLP契約の絶対的記載事項です（LLP法4条3項4号）。
- 5 法1条において「共同」が2度にわたって規定されています。株式会社や合同会社が最低1人で設立できるのに対して、LLPは最低2人が必要です。
- 6 本契約第7条の「組合成立日」とは必ずしも同じ日ではありません。この日付は、本契約末尾の日付と同じになります。

#### LLP法第4条第1項・第2項・第3項（組合契約書の作成）

組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 2 組合契約書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもので経済産業省令で定めるものをいう。以下この項及び第31条において同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 3 組合契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
  - 一 有限責任事業組合（以下「組合」という。）の事業
  - 二 組合の名称